

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方 必ず確認してください



土砂災害

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、市民等の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

※詳しくは、「下田市土砂災害・洪水ハザードマップ」をご確認ください。

市が発令する避難情報（警戒レベル）

警戒レベル	避難情報等	住民が取るべき行動
レベル5	災害発生情報 氾濫発生情報	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
レベル4	・避難勧告 ・避難指示（緊急） 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報	・指定避難所等への立退き避難（水平避難）を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。
レベル3	避難準備・高齢者等避難開始 氾濫警戒情報 洪水警戒	高齢者等は立退き避難（水平避難）する。その他の者は立退き避難（水平避難）の準備をし、自発的に避難する。
レベル2	洪水注意報 氾濫注意情報 大雨注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。
レベル1	警戒級の可能性	災害への心構えを高める。

警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう

「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

避難先は小中学校・公民館だけではなく、安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

※緊急時に身を寄せる避難先は、市が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅 など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。
※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています（小中学校、公民館など）。
※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

【問合せ先】防災安全課 防災係（窓口⑩） ☎364145

（参考）内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

台風 豪雨時に備えて

ハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう



下田市 ハザードマップ

検索

ハザードマップは市ホームページに掲載しているほか、防災安全課と建設課で配布しています。



避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ※1で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※1ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※2、自宅の外に避難が必要です。

例外

※2 浸水の危険があっても、次の場合は、自宅に留まり安全確保をすることも可能です。
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある
※土砂災害の危険があっても、十分頑丈なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です

解説は7ページをご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル3が出たら、市が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル4が出たら、市が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう